

令和4年度第5回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

1 日 時 令和4年9月2日（金）午後6時から午後7時10分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

- (1) 個人情報保護法改正に伴う条例改正の方向性について
- (2) 前回からの継続の検討課題について（廃止予定条文）
- (3) その他
 - ア 今後の審議の進め方について
 - イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

・仮野 忠男

【委 員】

・井口 尚志 ・川井 康晴 ・篠宮 輝 ・立川 明 ・寺島 功

・中澤 武久 ・橋本 修 ・本多 龍雄 ・町田 博司 ・松行 彬子

【市 側】

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公開係長

【傍聴者】

0名

【仮野会長】

皆さん、今日も御苦労さまです。集まっていたいただきありがとうございます。

それでは、ただいまから令和4年度第5回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、審議に入る前の委員の欠席等の御連絡をしたいと思います。本日、白石委員は都合により欠席との連絡を受けておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日は前回からの個人情報保護法改正に伴う検討課題について、継続して審議したいと思います。

審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと思います。

その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局から受けるという方法で進めたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いします。

【総務課長】

まず、本日の流れの説明をさせていただきます。

本日配付追加資料の「個人情報保護法改正に伴う検討課題」、資料10です。両面印刷で2枚、3ページのものですね。

また、机上に配付してある封筒の中に第2回と第3回の審議会会議録、未定稿がございます。こちらは10月13日開催の審議会承認を受けたいと考えておりますので、9月16日までに、訂正等あれば事務局に御連絡ください。

また、本日まで本多委員より御意見をいただきましたので、こちらも机上に配付しております。こちらは1枚のものです。

【仮野会長】

これね。分かりました。

【総務課長】

それでは説明を始めます。本日は、前回配付した資料8、それから今回配付した資料10、これを見比べていただいて、資料10に基づき説明をしたいと思います。資料8が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

【仮野会長】

この横のものですね？

【総務課長】

はい。横のものです。

それでは、資料10の1ページを御覧ください。前回配付した資料8の6ページ以下の、現在の条例から削除する項目を箇条書にしてまとめたものです。条文

の内容については、資料8を御確認ください。資料10には条名と見出しのみの記載になっています。

資料10の2ページの2及び3にある項目につきましては、法の規定などから、今回条例に付け加える裁量がないものと考えております。

検討いただきたいのは、2ページの「1 法の趣旨に反しない限り制定が許容されているもの」というところにあります（目的）・（基本理念）・（運用状況の公表）・（委任）につきましては、審議会委員の皆様、条例として載せるべきか、御審議いただければと考えております。

【仮野会長】

ん？ 今、条例として、何と言いました？

【総務課長】

条例として載せるべきか。

【仮野会長】

あ、載せるべきかという。

【総務課長】

1ですね。1にある（目的）、（基本理念）、（運用状況の公表）、大変事務的ですけども（委任）という条項、これを新しい条例に載せるべきかどうかということをお審議いただければと考えております。

特に、運用状況につきましては、今まで議会に報告してきた経過もありますので、今後も何らかの形ですべきではないかと事務局としては考えております。

以上、簡単ですが、事務局からの説明とさせていただきます。

【仮野会長】

それでは、もう早速審議に入っていいいわけですか。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

いきなりこの資料を配付されて、まだ十分に皆さん検討はしていないと思うんですけど、議論をしたいと思います。

目的、基本理念、運用状況の公表、委任、これは一番大事なところですが。

【総務課長】

一番、条文が書いてありましたのは資料4……。

【仮野会長】

資料4。

【総務課長】

資料4に条文の内容そのものがあります。

【仮野会長】

これか。ある、ある。

【総務課長】

資料4の左側の第1条、第2条が目的、基本理念になります。これが、今の案だと今のところは入っていませんので、それを加えておくべきかどうかという。

【仮野会長】

つまり、小金井市の条例では、この目的や基本理念などが全部入っているんだが、新しい個人情報保護法では、そこを1つにして第1条にして、全部ここに書いてあることになる。

【総務課長】

はい。現在の案では、資料8の左側のように検討してまいりましたが、さらにこれを付け加えたほうがいいのかどうかということです。

【仮野会長】

御意見のある方、あるいは御質問のある方はどうぞ。

すいません、第1条と第2条を市の条例では入れているわけですが、入れていたわけですが、これを新個人情報保護法では、そこを全部一緒くたにして1つの条に入れてしまったわけですね。

【総務課長】

はい。そもそも法律に目的や理念に近いものがありますので、現在の案では、「趣旨」として「法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする」という案で今のところありますので、独自の目的や基本理念というのを置く案には、今のところはなっていません。

【仮野会長】

この現状、市の個人情報保護法のそういうところはどこですか。今のその、どこですか。

【総務課長】

資料4の右側でしょうか。

【仮野会長】

そうです、そうです。

【総務課長】

それが新個人情報保護法の目的になっていますので……。

【仮野会長】

そうですね。

【総務課長】

新しい市の条例にはなくてもよいと考えられます。

【仮野会長】

ちょっと待って。皆さん、資料4の横書きのデータを御覧になっていただけますか。その右側に「新個人情報保護法」と書いてあって、「(目的) 民・国・独・地」。これは何？ 民・国・独・地。

【総務課長】

これは、民間、国、独立行政法人、地方公共団体、全てに適用されるという、これはちょっと参考のような記載になっています。

【仮野会長】

なるほど。これ、ちょっと読んでくれます？ 第1条。

【総務課長】

個人情報保護法でしょうか。

【仮野会長】

そうです。

【総務課長】

法律のほうですね。新しい法律におきます目的は、「この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」となります。

【仮野会長】

なるほど。この目的のところは小金井市の条例の第1条と第2条に関する表現が全て入っているので、もう要らないんじゃないかと、こういう話ですね。

【総務課長】

全て入っているから要らないということ……。

【仮野会長】

ではなくて……。

【総務課長】

というか、法律に基づき必要な事項を条例で定めていくことになりますので、あえて定めないことも通常スタイルとなりますが、小金井市で定めてまいりました「基本的人権を擁護する」とか、基本理念の「積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない」とか、そういったところというのは法律で今うたわれているかということ、積極的にうたわれてはいないかなとも考えることはできるので、この辺は残すという考え方もあるということです。

【仮野会長】

なるほど。

【総務課長】

小金井市の場合には、独自の個人情報ファイルを法に定められた以上に持とうという検討がされたりということも、それから、審議会に諮問をしながら、いろいろ重要な事項は検討していただきたいという、独自の事項も盛り込もうという今のところの案ですので、目的のところ少しそのような考え方を載せることも可能と考えられますので。

【松行委員】

質問なのですが……。

【仮野会長】

どうぞ。

【松行委員】

この資料4、ここで右側に新個人情報保護法、これを入れた場合、左側の第1条、第2条はこれと並列して入れることができるのですか。あるいは、この右側の新個人情報保護法を入れたならば、この第1条と第2条、目的と基本理念というのは入れないということなのでしょうか。

【総務課長】

新個人情報保護法は、もう既にこの目的が入ったものとして制定されておりますので、市の条例に入れ込むことはしません。

【松行委員】

しないのですね。

【総務課長】

この条例、この法律に従って運用することが必要とはなりません。ただ、市独自

の考え方、理念として、今までの考え方を踏襲する形で、目的というよりかは、書き方としては今度、「趣旨」という書き方になると思いますが、趣旨や基本理念というものを形を変えて残すことは可能と。

【松行委員】

ああ、そうですか。

【総務課長】

なので、残しましょうか、削りましょうかということです。

【仮野会長】

小金井市の基本理念、最後の「積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない」、これ、いいな。つまり、国の法律のほうには、そういう積極的云々というのは、要は一切ないんだけど……。

【総務課長】

ないんですね。

【仮野会長】

その辺の違いが、違いとして残るということですね。小金井市としてはこれまでずっとやってきたわけだから、新たな条例をつくる場合も、この積極的な姿勢は必要だという気はしますけど、これは私の個人的な意見なんですけど、皆さんの意見をその辺を含めてお伺いしましょう。

ほかには御意見は。

橋本さん。

【橋本委員】

感想なのですけれども、国のほうは個人情報保護委員会を設置するという、かなり具体的なものが入っているということなので、小金井市も当然これを入れるという、この前そういう話をしていたわけですが、それが具体的にここの目的の中に入っているという、そこが、それがいいか悪いかは分からないのですけれども、その、それぐらいの違いかなと、それぐらいというか、それが大事ではないかなという気がしました。

要するに、すごく、これを設置して、そこでいろいろやるのだということ国がちゃんと言っているということなので、だから、あのときの条例の話では、報告事項であったり、諮問事項であったりという、2項目に分かれていたのですけれども、小金井市でそれをどのように振り分けるかとかいうようなことが結構大事なことになる、この目的の中に入っている、かなり大事なことに取り上げられるのかなという気がしました。

【仮野会長】

なるほど。システムとしての個人情報保護委員会を設置するというのは、これは当たり前なことだといえれば当たり前なことなんだけど、その個人情報保護委員会、新しくできるであろう個人情報保護委員会の目的というか役割、それは積極的に基本的人権を擁護すべきと、非常にいいなと私はこだわっているんですけど。そういうつながりと考えればいいなと、私は個人的には思っていますけど。

なるほど。今の橋本さんの意見はいい意見だと思いますが、ほかには皆さんどうでしょう。

【松行委員】

私は、この左側の小金井市の第1章の目的と基本理念、これは今までもかなり言い古された、「ああ、またか」というような、そういうような感じを持って、新しい時代に向かって何も新しいものはないというような感じを受けます。

それで、右側の新個人情報保護法では、ここはデジタル社会とか、それからあと、ここで、左側で言われている基本理念とか、それからあと目的とかいうのは既にここに織り込んでありますし、やはり新しい時代に向けてこれから新しい価値を創造していくという、そういう意気込みを感じます。

ですから、私は、右側のほうがいいのではないかというふうな意見です。

【仮野会長】

なるほど。

井口さん。

【井口委員】

国の法律自体は、今回かなり活用という側面を強調している……。

【仮野会長】

個人情報の……。

【井口委員】

そうですね。現行の条例はもちろんそういう考え方はあまり入ってなくて、今後、市として、何か活用の方向性というのが、この法律がこうなることによって、市としても今後の活用、特にデジタル時代における新たな個人データの活用というようなことを含むのであれば、ちょっと現行の条例はその面が欠けると。

ただ、法律で活用を言っているのだから、もう市としては別に要らないということであるならば、今のままで、改正条例案でよろしいのかなと。ちょっと、どちらなのか、やっぱり後は活用を考えていくということであるならば、その面をちょっと盛り込む必要もあるのかなという気がしました。

【篠宮委員】

よろしいですか。

【仮野会長】

はい。

【篠宮委員】

多分、国の法律のほうは、まさに「個人の権利利益を保護することを目的とする」とあるとおりで、もちろん基本的人権の保護もそうですし、利活用から生じる利益というのも入っているし、全てを包含的に見ますというふうな主張だと思っているのですね。保護だけにも偏らないし、利益だけにも偏らないし、個人情報の利用によって生じるその権利……

【仮野会長】

ん？ 生じる件、何か……。

【篠宮委員】

権利利益です。を中立にバランスよく見ますよという、これ、要は情報のほうだけやるわけでもなく、権利のほうだけやるわけでもなく、その生じる利益もきちんと見ていきますというふうなのが、要はバランスよくやりたいというのが趣旨だと思うので、そこに対して小金井市として、「いや、バランスをちょっと崩すのだ」みたいな取られ方はしないほうがいいかなとは思っています。

【仮野会長】

なるほどね。

【篠宮委員】

なので、権利だけでもないし、利益もというふうな形できちんとうたっていくというのは、多分、法の趣旨になっているので、結局やっぱりそこをどちらかに倒すとちょっと、法の目的や規律に、反するとまでは言わないと思うんですけど、じゃあ具体的に何をやっているのですかみたいな話にもなってくるかと思うので、その根拠は何ですかという話にもなりそうなので、慎重にこの権利とか、目的みたいなところは独自につくるので、検討いただいたほうがいいかなというようなところですよ。

個人的には、特に要らないのではないかなと思います。

【仮野会長】

ん？ 個人的には？

【篠宮委員】

新しい独自のものは要らないと思っています。十分、国のほうの法律で balan

スよくやりますというのがきちんとうたわれている中、小金井市としての独自性を持つための根拠というのは、正直、市民生活の中で、僕の中ではつけられていないので、わざわざ独自性を出す必要性を感じてはいないです。

ただ、今後、運用状況の公表とか、委員会の運営みたいなところをより広く、広い機会で行っていくのだみたいな話だったりとか、積極性を出していくのであれば、権利利益の保護というところは変えずにして、その運用状況の公表だったりとか、透明性の担保みたいなどころだけうたっていくというのはあっていいのかなと思いました。

【仮野会長】

今日ここでは、例えばこの条項について我々はこうするという結論を出さないといけないのですか。

【総務課長】

おおよその意見をいただければ、次回にパブコメ案が大体できるなどは思っております。

【仮野会長】

なるほど。そうだ、そのパブコメのことについてちょっと話してもらえますか。次回のというのはありませんけど。

【総務課長】

最後にお話ししようと思っておりましたが……。

【仮野会長】

それはこの審議が、論議がどういう部分につながっていくかというものですから。

【総務課長】

はい。今回の大体の御意見をいただいたところで、条例の素案が大体固まると思っております。ですので、次回、パブリックコメントにかける前の条例案を作成して、諮問という形でこちらから一旦諮問をさせていただきたいと思っております。

そして、できれば、次は10月を予定しておりましたが、9月30日辺りに一度パブリックコメント案を固めるという会議を持っていただければと思っております。

【仮野会長】

パブリックコメントをまとめるには10月13日では遅いので、9月30日に新たにこの審議会をもう1回やりたいということですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

これはまた後ほど、9月30日の案については、皆さんの御意向に合うよう変えないといけないんだが、パブリックコメント案をつくるだけ、つくるためにはこの論議は必要なわけですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

なるほど。目的及び基本理念のところについては、大体皆さんの意見が出ていますか。ほかにまだございますか。

はい。

【中澤委員】

中澤ですけども、市民の簡単な感想として、右のほうというのは丸の文章が、丸というのが最後に1個しかないのですよ。そうすると、何が書いてあるか分からないし、相当頭、ある程度のレベルの人ではないと分からないのですね、我々のような市民とかには。ところが、左のほうはすっと入ってくるのですよね。極めてシンプルで簡単に読める。やや右側のほうが、市民から何か中庸に傾いているような気もするのですけど。

そういう意味では、これ、保護法を、あるいは条例を誰が見るかという問題もあるのですけど、最初、右のほうだと、最後まで読んでも、何回も、四、五回読まないと本当に何が書いてあるのというのが分からない。よく丸が切っていないと、いろんな、図書で応募するときに、丸がないからもっと丸を入れなさいという注意がよくあるのですけどね。

だから、これ、十何行になると、最後に丸が1個だと、本当に市民としても分かりにくいというのが正直な私の感想です。左のほうだとすっと入ってくるのです。非常に左のほうは、やや目的は、さっき言ったデジタル化とか、そういうところは違いますけど、左のほうだとすっと入るといえるのは、右のほうだと何を言っているのかよく分からないという、そういう感想はあります。

【仮野会長】

分かりました。

【松行委員】

この右の新個人情報保護法なのですけど、この文章を見ると、たった1文なの

ですよ。

【仮野会長】

ん？ 1文？

【松行委員】

これだけ長いのを1つに、私たちはちょっとこれ、本当に長過ぎるなというふうな感じは持つので、本当にどこか文章をもう少し、意味は同じでいいですけども、分かれなないと理解が難しいのではないかと思うのです、法律の文章でも。

【仮野会長】

これ、国の保護法の目的のところをそのまま書いてあるんです。

【総務課長】

そうです。そのままです。法律は読みづらいんです。

【仮野会長】

役人ですから、頭がいいから、とにかく出たやつをつなげて書くんだよ。

それともう1つ、わざと国民に分かりにくくしているところがある。私たち新聞記者の場合は、こんな長い文章を書いたら、すぐデスクから「何、書いてんだ。途中で丸、チョンは入れろ」なんて怒られるものだ。「読者に分かんたらう、これじゃあ」と言って。

これは、この個人情報保護法の目的をこのまま市民に書いたって、送ったって分からない。批判が来るよ。これはだから、場合によっては条例をやはり分かりやすく2つぐらいか3つぐらいに分けて書く、のつけるとか、そういうことが必要じゃないかと。

【総務課長】

法律に定めてあるものを、もう1回形を変えて条例にというふうにはなりませんので、パブリックコメントをかける際には、どういう目的の法律であるということ、もう少し分かりやすくアピールすることで補完したいと思います。

法律は、とにかくこの法律には何を定めるということ、全部網羅しようとするので、こういうことが起こります。往々にして起こりますので、これはちょっとパブコメでは工夫したいと思います。

【仮野会長】

これはいい指摘だったな。丸がない、1文だという。本当だ。僕も読み始めて、途中で何を書いているか分からなくなっちゃう、これじゃ。

それは、パブコメの場合は、この文章を少し……。

【総務課長】

分かりやすく……。

【仮野会長】

ちよん切って……。

【総務課長】

かみ砕いて。

【仮野会長】

やることはできますか。

【総務課長】

はい。次回、このようにパブリックコメントにかけたいですという案を示したいと思います。

【仮野会長】

そうする中で、またさっきの、この積極的に基本的人権の擁護に努めるとかいうようなことは要るか、要らないかとかね。その辺の議論もできますね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

ということで、次のテーマに行きますか。今日は、時間はどれぐらい考えていらっしゃるんですか。

【総務課長】

一応、通常は2時間と考えておりますが、今日の議題はあと2つの項目ですね。それが検討し終われば、前回、今回と今まで積み重ねた中でのパブリックコメント案が大体まとまりますので、次につながります。

【総務課長】

そうすると、必ずしも2時間やらなくてはいけない、そういうことではないんですね。

【事務局】

はい。大丈夫です。

【仮野会長】

分かりました。

で、次のテーマは……。

【川井委員】

すいません、川井ですけども……。

【仮野会長】

はい。川井委員、どうぞ。

【川井委員】

今のところなのですけども、法律のほうはもう決まっている話なので、今日の議論はそれをどう説明するかという点で、個人情報保護条例に今ある第1条、第2条を残すかどうかというのがポイントだったと思います。二、三の方から御指摘があったように、やはりこのままの第1条、第2条だと若干バランスを欠いているというか、個人情報の保護だけを強調した書き方になっています。したがって、分かりやすいかどうかはともかく、法律のほうで網羅されているのであれば、あえてこのまま残す必要はないのではないかと私は考えます。

以上です。

【仮野会長】

条例のように2つに分けて残す必要はないと、こういう意味ですか。

【川井委員】

そうです。この条例のをそのまま残すということになると、新しい法律がこういうことで目的ないし基本方針を定めようとしているのに対して、小金井市は保護だけを強調するような目的と理念を残すことになるので、それはちょっとバランスを欠いているように見えます。

【仮野会長】

なるほど。確かにデータ社会云々で、国の立場は利活用に重点を置いていますよね。

【篠宮委員】

ちょっといいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【篠宮委員】

利活用とか、創出というキーワードは出てきていますが、それは多分、現実に即して法は対応しなければいけないという観点で変化しているわけで、従来から権利利益を守っていききたいという、それだけをうたっているだけだとは思っているので、何かあえてそこに根本を出してくるみたいにしなくてもいいような。

改正条例案でやっぱり、必要な事項を定めるものとするシンプルにまとめるのか、公表とか委員会の設置みたいところで独自性を出すというよりは、市民参加とか、そういう観点での多分追記だけするほうがいいのかなど。要は、利活用とか保護とかに触れるというよりは、市民がきちんと入ってやっていくのだよ

とか、市民に開示していくのだよ、状況をというふうなところだけを、独自色を出すのは多分そこだと思うので、そこにフォーカスするのが現実的なのではないかなと思うのです。

【仮野会長】

井口さん。

【井口委員】

私も大体そういう、同じような考え方なのですが、利活用のほうは、もう国が法律として定めれば、当然市も含まれるというか、独自のものは出せないと思うのです。特にデジタル社会で、もう全国的に取り組ませると。全世界的に巻き込まれるような話なので、したがって、あえてそこまで触れる必要もないと思いますし、一応法律のほうで権利利益保護というのを目的とするとありますので、従来の第1条をあえてまた強調する必要もないのかなと。改正条例案であっさりしてもいいのではないかなと私は思っています。

【仮野会長】

どうしても、個人の権利や利益を保護するという、その点を外してはいけませんかね。

どうですか、今までの議論で大分方向が出てきたと思われるんですけど。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

いずれにしても、こういう論議をする9月30日、もう少し議論しなきゃいけないと。

今日は、このところはこのぐらいにして、次に行きますか。いいですか、皆さん。

(「はい」の声あり)

【総務課長】

では、またまとめて次回にという形で……。

【仮野会長】

はい。次はどこですか。

【総務課長】

運用状況の公表です。

【仮野会長】

どこを見ればいいですか、資料は。

【総務課長】

資料4でいきますと17ページ、左側、一番下です。第29条（運用状況の公表）、これが現状の個人情報保護条例の記載となっております。「市長は、毎年、この条例の運用状況について議会に報告するとともに、市民に公表しなければならない」とあります。

これに基づきまして、事務局としては、情報公開条例の運用状況と併せて市議会に、6月の議会なのですけれども、毎年、目的外利用が何件ありました、外部提供が何件ありました、審査会にどんな案件がかかりましたなど、かなり詳細なものを報告しています。その報告については、同じものを当審議会にも毎年お配りしております。

その条項が、現在の条例案ではなくなっておりまして、法律でもこれは規定されているものではありませんので、市独自で定めることも可能となっております。これはなくしてよろしいかどうかというところです。

【仮野会長】

これは毎年の6月議会に……。

【総務課長】

はい。6月議会に。決算的な、1年分の状況を報告しています。

【仮野会長】

なるほど。国の法律ではそういう1年間の報告などはしないんですか。

【総務課長】

個人情報保護委員会に何か報告のようなことはします。

【仮野会長】

国の保護委員会だな。

【総務課長】

国の、はい。ただ、やっぱり情報は限られる条項のものになるのかな。1,000件以上のもの。外部提供の。一定、国に一元管理ということで報告する事項も出てくるのですけれども、市議会への報告というのを義務づけたところがないので。それから、市議会に報告した後、ホームページに載せたり、市報に載せたりということも、現在ではしているものなのです。これを条例で規定するかどうかというところです。

【仮野会長】

なるほど。

【篠宮委員】

質問よろしいですか。毎年、市議会に報告してどんなリアクションがあるのですか。

【総務課長】

議会の中で報告を、議案を出して、行って、説明をするのですけれども、必ず一、二件の質問はいつも受けています。

【篠宮委員】

こういった質問、事実の確認をされているだけですか。

【事務局】

審査請求の、どんなことがあって、なぜこうなったかとか……。

【篠宮委員】

情報公開制度のほうではなくて？

【総務課長】

それは公開制度ですね。両方一緒に報告しておりますので、全体的に見られているところではありますけれど。例えば、自衛隊に情報を、個人情報ですね、自衛隊というのは法律に基づいて住民基本台帳を閲覧することができるのですけれども、それに関して小金井市ではどういう運用をされているかということとか、その辺の個人情報の関連ですね、そういった質問を受けたりしています。

【篠宮委員】

なるほど。じゃあもう中身の話ではない。報告している中身というよりは……。

【総務課長】

でも、報告もしているのですね。それを自衛隊が閲覧をしているというようなことがどこかに出てきていたとか。だから、確かに質問を受けるのは、情報公開制度の関係のほうが多いと思います。

【仮野会長】

この市議会に出しているのは、当然、一般市民も読むことができるんですね。それは市の広報紙なんかで掲載しているんですか。

【総務課長】

はい。市報にも1年に1回載せていて……。

【仮野会長】

ああ、市報にもね。

【総務課長】

どのような情報を、何件情報を持っている、個人情報を持っている事業の届けがあって、目的外利用、外部提供などの数値も含めて、市報で公表はしています。

【仮野会長】

市民から反応はあるんですか。

【総務課長】

あんまりないです。

【仮野会長】

市民から反応はない。

【総務課長】

はい。もうそれはあまりないです。

【仮野会長】

さて、それで、基本的なところですが、もう要らないんじゃないかという提案をしたの？

【総務課長】

いえ、現在のところの案では載せていないのですが、あったほうがよろしいかどうかというところは議論が必要と。

【仮野会長】

なるほど。そうでした。

【総務課長】

これをもしなくしたとしても、我々としては、情報公開制度の運用状況については議会に報告をしているという条例は持っておりますので、結局のところ、そちらのほうはやりますので。

【仮野会長】

情報公開の……。

【総務課長】

はい。公開制度のほうはやります。

【仮野会長】

これは、皆さん、御意見をお伺いします。個人情報に関しても、これまでどおり市議会及び市民に小金井市としては知らせるべきだと、そういうものを流すべきだとお考えかどうか。

僕は今、僕の意見をまた、すいません、先に言ってしまうけど、最初の意見は、説明を聞きながら、国がないから、国がやらない、やらないいつものようだが、だけでも、市レベルではやってもいいんじゃないかなと思ったりしながら聞いていましたけど。

どう思われます？

その前にもう1回、課長、あれ、国が、状況の結果を国は報告することはない
んでしょう。国会でやるのか。

【総務課長】

随時、自治体は個人情報保護委員会への報告があつて、その報告がどう扱われ
るか、すいません、ちょっと確認不足で。

【篠宮委員】

多分これまでは、行政法人みたいなのを除いて、監督件数だったりとか、委員
会での、向けての検討だとかを臨時で報告して公表するというのを、年次の基本
計画と多分前後するのですが、第1四半期に恐らくやっていたかと思う。そこ
にこの行政機関がどうなのだとか、地方自治体はどうなのだというのが多分アデ
ィショナルにされていくというのは、まず国全体としてはあるのではないかな
と思います。

【仮野会長】

どうぞ。

【本多委員】

前のこの条例をもう、目的、基本理念のほうの関係で、その基本理念を生かす
となると、どういう文言になるかは分からないのですが、その観点からいく
と、公表のほうは残したほうがいいのかというような感じがします。

【仮野会長】

僕もそんな印象は、思うんだけど、理由はどういう、どうしてですか。

【本多委員】

それで省いてしまうと、何か後退したような感じが、受けるのかなという。た
だ、どういうふうな、目的は国のほうのに基づくのだったら、目的を規定しない
にしても、基本理念は設けることができるということなので、その文言をどう
いうふうにするかによって、そこを削除してしまうと、何か後退してしまってい
るのかなというふうに見えてしまうかなという。

【仮野会長】

総務課長は先ほど、国は報告することはないけども、市レベルでは報告しても
いいんだという趣旨の説明をして、やろうと思えばできるんだと言いましたね。

【総務課長】

市議会への報告というのは法律に規定はないので、自分たちで定めることが可
能です。

【仮野会長】

小金井市の個人情報保護委員会は報告してもいいわけでしょう。

【総務課長】

はい。市議会にですね。

【仮野会長】

市議会にね。それは市議会に言えば、市議会を通じて市民にも伝わると、こういうことだね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

なるほど。

【総務課長】

ただ、別に市議会を通さなくても、公表することができるという規定でもいいのですけれども……。

【仮野会長】

そうです。

【総務課長】

いずれにしても、情報公開条例の運用状況は市議会に報告がありますので、併せてする、今までしておりましたので、することは可能です。なぜなくなったかと言われても、あまり理由がなくなってしまうなというところです。

【仮野会長】

というか、あんまりあれ、しれっとなくしてしまうと、何か……。

【総務課長】

個人情報のほうがなくなったねという感じになります。

【仮野会長】

おかしいな、何かあるんじゃないかなとか、勘ぐられてしまう。だから、こういうのはできるだけ市民に伝わるようにしたほうがいいと思うんですよ、僕はね。その方向で検討してってください。

【総務課長】

それでは、ここの部分については残すような……。

【仮野会長】

残す。

【総務課長】

方向で検討いたします。

【仮野会長】

お願いします。いいですね？

はい。次は……。

【総務課長】

次は、委任です。これは本当に事務的な、法律や条例のなどの施行時に行う、法規には必ず一番最後についているようなもので、「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める」という条項です。これを置いていただきますと、例えば手続に係る書式や、そういった細かい、市長に任せてもよい部分については、規則や要綱をつくることができますので、これを入れていただけるとありがたいです。

【仮野会長】

それはどこを見ればいいんですか、資料4の。

【総務課長】

今、資料4の一番最後のページ、20ページの現行条例の第34条、「この条例に定めるもののほか」というところです。これは非常に事務的なものです。

【仮野会長】

第34条？

【事務局】

20ページ左側、第34条です。

【仮野会長】

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

これをそのまま生かせばいいんですよ。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

分かりました。いいんじゃないですか。問題は、分からない。

【総務課長】

これは入れさせていただけると……。

【仮野会長】

はい。定めることができるぐらいかもね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

これを委任、何と言ったらいいんですか。

【総務課長】

委任と言います。

【仮野会長】

委任と言う。ここには書いてあるけど。

【総務課長】

任せる、市長に任せるという。

【仮野会長】

任せるという意味か。

【総務課長】

はい。細かいところは市長に任せるということです。

【仮野会長】

なるほど。これは何も問題はなさそうですね。

では、残りは。

【総務課長】

これで大体パブリックコメントにかける案はできそうですので、次回にそれをお見せしたいと思います。

【仮野会長】

それが9月30日ね。

【総務課長】

はい。一旦、諮問をさせていただいて、その後、答申というのは、パブリックコメントが終わってから最終案について答申をいただきたいと思っておりますが、次回はパブリックコメント案を一旦提出して審議していただくこととなります。

【仮野会長】

なるほど。

【寺島委員】

1つだけいいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【寺島委員】

この資料10、今日頂いたやつで、今、1番のところを……。

【仮野会長】

資料10ですか。

【寺島委員】

10です。2ページ目というか、1番をみんな今、話をしたところでは。

2番のところ、「法に規定があるため制定する必要がない又はできないもの」というところで、補足説明のところ、目的外が使えなくなったので、そういう利用ができなくなる可能性があるということが書かれているのですが、そうすると、今まで目的外で利用するというのは、別に悪用しているわけではないと思うので、何らかの形で必要だと思って別のデータ、別の目的で使いたいと。

もしこれができなくなると、またその都度データを集めなくてはならないとかいうことにならないのですか、そうすると。二度手間、三度手間というか、余計コストがかかったりとか、手間、お金がかかるという形にはならないのですか。こういうものを逆に制限されてしまうと、何か例外規定みたいなのを設けて逃げ道というか、そういうのはできないのですか。

【総務課情報公開係長】

目的外の外部提供というのは、本人同意と法律以外に、今現在、小金井市でこの審議会に諮問をかけたら使っていいよというのが全体で数件あるのですが、この個人情報保護法が適用されると、諮問で利用していたその数件に対しては、法律に基づいてもいないし、本人同意でもないで、使えなくなってしまうということになります。

ではどうしたらいいかという、国のほうでは、市に密接に関係ある事務の場合は使っていいというので、念のために諮問していたけど、実際は市の事務と密接に関係しているからというので使える場合もあれば、ただ、そこまで言えないという、例えばイベント事とかのやつとかだと、国の回答を、他市で質問したところの回答では、条例とかをつかって明確に使用するようになさいというふうにはなっているので、個人情報を、この保護条例ではなくて、各課、運用している課が条例案を示して条例を基本的にはつくるとか、あとは、根拠法令があればそれに基づいてやるとか、そういうことになると思います。

【寺島委員】

何らかの、逃げ道と言うとちょっと言葉は悪いですが、別のやり方はあるということですね。これは単純に何かできなくなりますみたいに書いてあるから。

それはそれで不便だろうし、またコストもかかったりとか……。扱いが、やり口とかあるのではないかなと思って。そういうことでもないのですか、単純に。

【総務課長】

その数件は何らか工夫をして、本人同意を例えば取るようにするとか、何らかの工夫が必要だというのが数件あるということです。ただ、まれではあるということです。審議会です承していただいて個人情報を利用していたというものが困るなという。

【寺島委員】

今後はそれができなくなる？

【総務課長】

できなくなるので、法に適合するような利用の仕方を規定するしかないだろうと。ただ、膨大ではないということです。

【寺島委員】

ありがとうございました。

【仮野会長】

それでは、次は。

【総務課長】

次第の7番です。5ページ。

【仮野会長】

先ほど、次回の日程は9月30日と説明したが、皆様の日程はいかがでしょうか。よろしければ9月30日にもう一度やりたいと思いますが、皆さんの御都合を教えてください。

皆さん、どうでしょう。基本的にオーケーと言っていたら。

【総務課長】

少し早めに案を送らせていただきますので、御欠席の方についても御意見いただければ反映させて、御紹介させていただきます。

【仮野会長】

パブコメの案ね？

【総務課長】

はい。一旦のまとめになりますので、これを皆さんに御覧いただければと思います。

【川井委員】

次回の審議会には、場合により出席できないかもしれないので、1点確認して

おきますと、第1条および2条の目的、基本的理念のところは、私も井口委員と同様に、あっさり国に法律に任せてもよいのではないかと感じております。先ほどは若干曖昧な言い方でしたので。

【井口委員】

ちょっと質問というか、気になったのは、例えば外部提供、第三者提供を、法律そのものではなくて市独自で判断する場合もあると言われましたよね。具体的にはどういう……。

【総務課長】

市独自の判断というより、基本的には個人情報というのは本人から収集することが原則、大原則ですので、様々な事業に利用することが分かっているようなものについては、提供して構いませんと書いていただくとか、それから、逆に税金のほう、簿冊をみても構いませんとあって、断りを入れることが多いです。それがほとんど……。

【井口委員】

取得に関わるものではないですかね……。

【総務課情報公関係長】

国の事例だと、一番よく出てくるのは、防犯カメラ条例とかいうのは、要するに本人が同意しないで撮るので、各自治体、小金井市も条例とかで定めてやっているんですけど、そういうような話。

【総務課長】

同意が得られないものについてはちゃんと議会を通すということですね、条例で。

【井口委員】

今のは、防犯カメラの……。

【篠宮委員】

画像データの提供の話をした、取得の話ではなくてですね。

【井口委員】

提供はあるのですか。国が例外的に認めている、幾つかありますよね、安全上とか何か。そういうものに含まれないような形で、市独自でこれはもう外部提供してしまうというような判断をすることはあるのですか。

【総務課長】

提供についても、条例には一応触れます。また、逆に提供を受ける側は、法に基づいて提供、請求があった場合には出せるようになっているのが、今の…。

【井口委員】

それは法律に基づいている……。

【総務課長】

そうです。

【井口委員】

そうですね。だから、法律を踏まえなくて、市独自の判断で外部提供するということは通常はない？

【総務課長】

あまりないですけど、あるとすれば、市民の生命、財産とか。

【篠宮委員】

それは法の趣旨で認められていますよね。

【総務課長】

そうです。

【篠宮委員】

なので、多分、さっきの、要は、全体を見て数件しかないの、影響評価がされているのか、されていないかだけだと思うんですけど。どれというのが特定できていて、これはもうこれでいい、この条例改正だよとか、本人同意を取ればいいよねとかいうのが整理されてあればいいという話であるだけな気がするんですけど。違いますか。

【総務課長】

枠組みが移るときは、そこですよみたいな……。

【篠宮委員】

そうです。影響が出る場所は……。

【総務課長】

ところはそうですね。

【井口委員】

でしたら、西宮かどこかで電車の事故があったときに、病院に入院された方の親族というか、家族の方が「うちの主人は入院していますでしょうか」と言ったときに、個人情報なので提供できないという、これ、ちょっと過剰反応ではないかなというような批判もあったとは思いますが、そういうときに独自でもう、御家族が心配しているのだから提供してしまおうというような、そういうようなことはあるのかなと。それはちょっと法律の趣旨からいくと外れてしまうのかもしれないのですが、人道的に考えて、そういう提供はあり得るのでしょうか。

【総務課長】

法律でも、新しい法でもそのような規定はあります。ただ、運用側は市町村でするので、その場合にこれを適用できるよねというところをしていく必要があります。

【井口委員】

その場合、じゃあ提供できるようになっているということですね。

【総務課長】

はい。

【井口委員】

もし、法律で一応、提供することが、第三者提供することが認められているようなケースですね、法令に基づくとか、安全衛生上の問題とか、それ以外で市独自で判断して提供してしまうというようなことがあるならば、やはり十分に審議すべき内容かなと。

それは、そのときタイムリーにはできないかもしれないですが、後々こういう形で提供しましたという、そういうのはこの審議会などでも十分話し合っ、よかったですかどうかという判断をしてもいいのかなとは思いました。

【橋本委員】

すいません、話が変わっていいでしょうか。

【仮野会長】

はい。

【橋本委員】

封筒の中にいわゆるこの議事録が入っているのですが、これはワードか何かで送ってもらって、適宜直してもらったり、そういう流れでやっていると思うのですが、定例の議題とかいうものについては、この議事録は何かアットホームみたいな感じで、口語調で、どちらかという話し言葉みたいな、そういう流れの中で書かれていて、それはそれで許容できるかなと思うのですが、この条例の改正の議論というようなものについて、大事、大事ではないわけ、ないかもしれないのですが、非常に誰が何を言って、どういうふうに言ったかというのは結構大事なことで、後々残るような気がするので、残ると思うので、それが、同じような議事録の言葉遣いで、お互いに何か、「そうですね」、「いいですね」、「はい」とか、そういう形の議事録というもので残るといのは何か違和感があって、そこはちょっと疑問に思っている。そういうところですね。

【総務課長】

小金井市には市民参加条例という条例がありまして、その中で、市が設置する会議の会議録の作り方というのを、細目みたいなのを定めているのですけれども、条例設置の審議会のようなものについては、全文筆記というのを原則としているのですね。

ですので、別の、要綱で設置しているというのですけれども、条例ではなくて時限のものですとか、そのとき限りの委員会のようなものは要点筆記が認められているのですね、内部の会議などは。

ですが、市議会でもそうのですけれども、どのような発言をしたかというのは、要点にしてしまうと、御本人が「そうではない」と言うようなことも出てくることもありますので、全文というのを原則としておりまして、申し訳ございませんが、そのようになっております。あまりに気になるようでしたら、ちょっと直していただければと思いますので。

よろしく願いいたします。

【橋本委員】

分かりました。

【総務課長】

市議会もそうですけど。

【橋本委員】

じゃあ、内容は当然変えませんが、言葉遣いでちょっとというところは直させて……。

【総務課長】

はい。2回も言っているとか、「えーと」とかは削っていただいて。

よろしく願いいたします。

【仮野会長】

そうなんです。これはね、ここはずっとそういうふうにありますから。敬語から直すなどいたりとかできないんだよね。そうですから。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

どんどん改訂はできますよね。僕の表現は時々脱線することがあるんですけど、これはまずいから削ってとか言っています。

それでは、大体方向が出たようですので、今日は少し時間は早いんですが、そろそろおしまいにしたいと思います。

御苦労さまでした。それでは今日は散会といたします。どうも御苦労さまでした。
ありがとうございました。

— 了 —